

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」骨子案について

1 計画策定の経緯

- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)が、令和元年6月に成立。
- ・「読書バリアフリー法」(第8条)で、地方自治体の計画策定について規定。(努力義務)
- ・国の基本計画の策定(令和2年7月)をうけ、視覚障害者等の当事者団体や学識経験者などからなる検討懇話会を設置し、令和3年度末の策定を目途に検討中。

2 計画の対象者および内容(骨子案)

- ・8月11日に開催した検討懇話会で議論

対象者

- ・視覚障害、盲ろう障害、発達障害、肢体不自由、知的障害などの障害により、活字によって表現された書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。)を読むことに困難がある者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者。
- ・国の基本計画では「対象」としてではなく、「配慮を必要とする者」として記載されている知的障害者、聴覚障害者等を、県計画では「対象」とする。

目指す姿

(仮)視覚障害者等が読書の喜びを享受できる滋賀

基本方針

- I 書籍等の充実[そろえる]
- II 書籍等の提供[つなげる]
- III 書籍等の活用支援[サポートする]

3 計画策定スケジュール

令和3年	5月14日	教育委員会(策定概要説明)	
	5月20日	常任委員会(策定概要説明)	
	6月22日	第1回検討懇話会(現状と課題について(書面開催))	
	8月11日	第2回検討懇話会(骨子案)	
	9月3日	教育委員会(骨子案)	
	9月8日	常任委員会(骨子案)	
	10月	第3回検討懇話会(素案)	
	11月	常任委員会(素案)	
	12月	常任委員会(原案)	
		教育委員会(原案)	
		12月下旬~1月	県民政策コメント
	令和4年	3月	常任委員会(県民政策コメントおよび最終案報告)
		教育委員会(計画付議)	
		計画策定・公表	

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」 ＜骨子案＞

1. 計画の基本的な考え方
2. 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題
3. 目指す姿と基本方針
4. 施策の展開

令和3年8月
滋賀県教育委員会事務局 生涯学習課

1. 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

- 本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進しようとするもの

計画の性格

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(いわゆる「読書バリアフリー法」)第8条に基づく、地方公共団体の計画
- 第3期滋賀県教育振興基本計画(滋賀の教育大綱)、これからの滋賀県立図書館のあり方、滋賀県障害者プラン2021等、県の他の関連計画等の方向性との整合性を図る

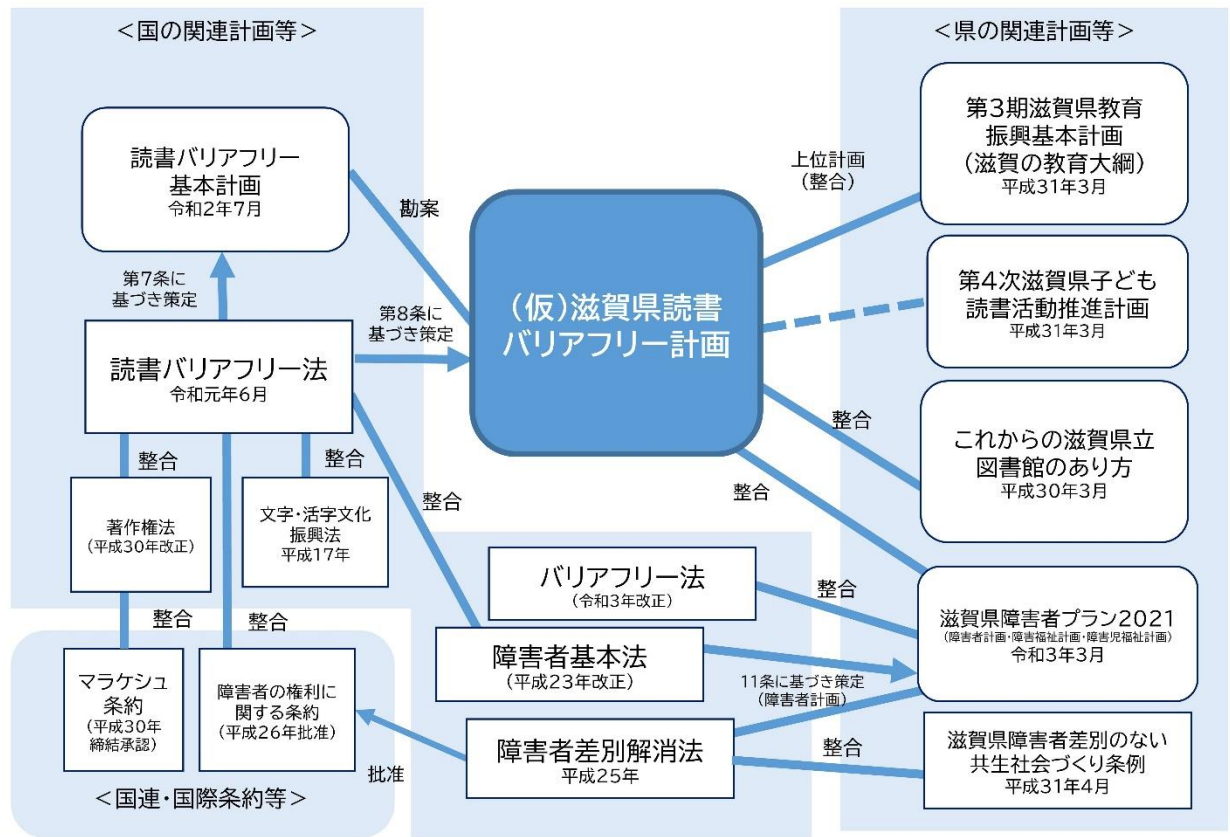
計画の対象等

- 本計画において「視覚障害者等」は、視覚障害、盲ろう障害、発達障害、肢体不自由、知的障害などの障害により、活字によって表現された書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。)を読むことに困難がある者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめぐることに難しい者とする。

計画の期間

- 令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)の5年間

<参考> 他の計画等との関連性



2. 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

県内の各障害者手帳の交付者数・特別支援学校、公立小・中学校の通級による指導を受けている児童数

障害関係手帳所持者(令和2年度末)

障害種別等	
身体障害者手帳所持者	
視覚	3,208人
肢体不自由	28,817人
療育手帳所持者	15,317人
精神障害者保健福祉手帳所持者	11,710人

特別支援学校や特別支援学級等の在籍児童生徒数(令和2年5月1日現在)

	弱 視	肢体不自由	知的障害
市町立小・中学校の特別支援学級	19人	104人	2,487人
	小学部	中学部	高等部
特別支援学校			
視覚障害	3人	4人	13人
肢体不自由	162人	84人	104人
知的障害	570人	400人	800人
通級による指導を受けている児童			
小学校	1,465人		
中学校	277人		

視覚障害者等の読書の手段の例

- アクセシブルな書籍(視覚障害者等が利用しやすい書籍)の利用
[例] 点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブックなど
- アクセシブルな電子書籍等の利用
[例] 音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータなど
- インターネットを利用したサービスの利用
インターネット上の電子図書館であるサピエ図書館や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスを利用し、録音、点字、デジターなどを利用することが可能。
- 代読、対面朗読
家族や支援者などによる代読や、公立図書館や点字図書館で実施されている対面朗読がある。

滋賀県立視覚障害者センターの取組

県立視覚障害者センターでは、県内の視覚に障害がある人に対し、各種情報提供、視覚障害者の自立および社会参加を促進する事業、点字図書や録音図書の貸出しと製作、サピエ図書館へのデータの提供、IT機器の利用支援等を実施

県立視覚障害者センターにおける所蔵状況等について

1. 所蔵数(令和3年3月31日現在)

	所蔵数等
録音図書(テープ)	4,541タイトル
録音図書(CD)	5,845タイトル(主にデジター図書)
点字図書	8,644タイトル

2. その他(令和3年6月30日現在)

	人数
サピエ登録者数	195人

県立図書館では、障害者や高齢者など、活字を読むことが困難な方や図書館利用に障害のある方の読書を支援するために、アクセシブルな書籍等のほか、拡大読書器や再生機器などの機器類を整備するとともに、郵送サービスや対面朗読等を実施

県立図書館における所蔵状況等について

1. 所蔵数(令和3年3月31日現在)

	所蔵数等
大活字本	3,382冊
録音図書(CD)	945タイトル
デイジー図書	462タイトル
マルチメディアデイジー	170タイトル
点字資料	173点
点字つき絵本	171点
LLブック	22冊

※LLブックについては参考数値

2. 資料貸出し等実績(令和3年3月31日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大活字本	4,691冊	4,163冊	3,015冊
録音図書(CD)	2,242点	2,506点	1,851点
音声デイジー図書	92点	24点	18点
マルチメディアデイジー	10点	27点	25点
点字資料	28冊	30冊	13冊
点字つき絵本	24冊	23冊	9冊
郵送貸出	1,354冊(555件)	1,216冊(368件)	1,420冊(418件)
対面朗読	12件	12件	11件

※貸出実績については参考数値

3. その他(令和3年3月31日現在)

	人数
郵送貸出登録者数	140人
サピエ図書館利用者(登録者数)	7人

視覚障害者等の読書環境についての課題

- アクセシブルな書籍等の出版点数が少ない。小説や文芸作品が多く、専門書や実用書は少ない。マルチメディアデージーやLLブックなど、製作点数や出版点数が非常に限られているものもある。
- 障害の種別や程度によって、アクセシブルな書籍や読書の形態は異なるが、個々の障害に対応したニーズの的確な把握や障害の特性への理解が十分ではない。
- 特別支援学校では児童生徒の実態に応じてアクセシブルな書籍等を整備しているが十分ではない。また、障害のある児童・生徒が利用する他の学校図書館においても、読書環境が十分に整備されているとは言えない。
- アクセシブルな書籍等について、また、公立図書館の障害者サービス、視覚障害者センター、サピエ図書館のサービスが、当事者・支援者にも十分知られていない。
- 読書支援機器は高額な製品も多く、助成がない場合の個人での購入は負担が大きい。
- アクセシブルな電子書籍等やサピエ図書館を利用するためのICT機器を使いこなせない人もいる。
- 高齢化や社会環境の変化により点訳・音訳などのボランティア人材が不足している。

「視覚障害者等の読書における技術的な課題等に関する調査研究」(一般社団法人電子出版制作・流通協議会)ほか、
「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会委員からの聴き取りによる。

3. 目指す姿と基本方針

目指す姿

(仮)視覚障害者等が、読書の喜びを享受できる滋賀

基本方針

- I 書籍等の充実 [そろえる]
- II 書籍等の提供 [つなげる]
- III 書籍等の活用支援 [サポートする]

4. 施策の展開

基本方針Ⅰ 書籍等の充実【そろえる】(読書バリアフリー法 第9、11条)

重点施策Ⅰ アクセシブルな書籍等の充実

【取組例】

公立図書館や点字図書館におけるアクセシブルな書籍の充実
視覚障害等のある児童生徒・学生が在籍する学校の読書環境の整備

重点施策Ⅱ アクセシブルな書籍等の製作環境の整備

【取組例】

特定書籍・特定電子書籍等※の製作ノウハウの共有等による製作の効率化

※(著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等)

基本方針Ⅱ 書籍等の提供【つなげる】(読書バリアフリー法 第9、10、14、15条)

重点施策Ⅲ アクセシブルな書籍等を提供するためのネットワーク強化

【取組例】

サピエ図書館のサービスの周知

重点施策Ⅳ 図書館等の円滑な利用のための支援の充実

【取組例】

各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた円滑な利用のための支援の充実

重点施策Ⅴ アクセシブルな電子書籍等の利用支援

【取組例】

点字図書館等と公立図書館の連携による、サピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援

基本方針Ⅲ 書籍等の活用支援【サポートする】(読書バリアフリー法 第9、17条)

重点施策6 アクセシブルな書籍等の製作人材育成

【取組例】

点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

重点施策7 視覚障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成

【取組例】

司書、司書教諭・学校司書等の資質向上に資する研修等の実施

重点施策8 県民への周知

【取組例】

ICTも活用した啓発

<参考> 読書バリアフリー法(概要より抜粋)

参考資料

国・地方公共団体の責務(4条・5条)

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策(9条～17条)

- | | |
|---|---|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)</p> <ul style="list-style-type: none">・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実・円滑な利用のための支援の充実・点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条)</p> <ul style="list-style-type: none">・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク(サビエ図書館を想定)の運営への支援・関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)</p> <ul style="list-style-type: none">・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)</p> <ul style="list-style-type: none">・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進・著作権者と出版者との契約に関する情報提供・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条)</p> <ul style="list-style-type: none">・相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援(15条)</p> <ul style="list-style-type: none">・講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等(16条)</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)</p> |
|---|---|

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】 (読書バリアフリー基本計画)

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

- 1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供**
 - ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
 - ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（一点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。
- 2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上**
 - ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じたアクセシブルな書籍等を充実させる。
 - ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。
- 3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮**
 - ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

- 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）**
 - ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
 - ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
 - ・視覚障害者等の児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
 - ・公立図書館等における障害者サービスの充実
- 2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）**
 - ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
 - ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
 - ・サビエ図書館への会員加入の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進
- 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）**
 - ・リピー図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
 - ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
 - ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設ける
- 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）**
 - ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
 - ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
 - ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設ける
 - ・民間電子書籍サービスへの導入を支援
- 5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）**
 - ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進
- 6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）**
 - ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
 - ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
 - ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施
- 7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）**
 - ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及
- 8. 製作者人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）**
 - ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
 - ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

<参考> 用語集

語句	説明
アクセシブルな書籍	読書バリアフリー法第2条第2項にある「視覚障害者等が利用しやすい書籍」。点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布絵本などがある。
アクセシブルな電子書籍等	読書バリアフリー法第2条第3項にある「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍」。音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータなどがある。
アクセシブルな書籍等	アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等を指す。
デジター図書(音声デジター、テキストデジター、マルチメディアデジター)	Digital Accessible Information System(アクセシブルな情報システム)の略称。デジタル録音図書の国際標準規格。目次から、読みたい見出しやページに移動できる。内容を録音し音声にした「音声デジター」、内容をテキストにした「テキストデジター」、文字や画像をハイライトしながら音声と一緒に読める「マルチメディアデジター」がある。再生するには専用の再生機器を使うか、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマートフォンやタブレットの再生用アプリを使う。
点字図書	点字に翻訳された本。点を使って図や絵を表した「点図」といい、点字と点図を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もある。
大活字本	通常の本の文字を判読しやすく拡大して印刷された本。
拡大読書機	文字などを拡大してモニター映し出す機器。白黒反転させたり、コントラストを強調させられるものもある。
音声読書機	印刷された文字を読み上げる機器。
対面朗読	視覚による読書に困難を感じている人を対象とした、本や雑誌の代読。
サビエ図書館	視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ、デジターデータ等を提供するネットワーク。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
特定書籍・特定電子書籍等	著作権法第37条により製作される視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等。
LLブック	やさしい言葉でわかりやすく書かれた本。絵文字や写真・図を使って理解を助けている。

第2回「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会の概要について

1. 開催日時:令和3年8月11日(水)14:00~16:00
2. 開催場所:県庁新館7階大会議室
3. 議 題:「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」骨子案について
4. 主な意見:
 - (1)計画の対象について
 - ・ 障害の種別により読書の方法は異なる。「視覚障害者等」という表記でなく、その他の障害のある人も対象であることが分かるように記載してほしい。
 - (2)基本方針と施策の展開について
 - ①基本方針Ⅰ 書籍等の充実[そろえる]について
 - ・ 知的障害、肢体不自由の児童生徒については、触ったり体感したりする図書の充実と、それを楽しめる場の設定が必要。
 - ・ 視覚障害者の方が新刊書をすぐに読めるように、新刊書のテキストデータがあるとよい。
 - ②基本方針Ⅱ 書籍等の提供[つなげる]について
 - ・ 障害のある方の多くが公立図書館を利用していない。まず障害のある方が図書館を利用したり読書を楽しめたり出来るような取組が必要。
 - ・ 視覚障害者等が円滑に図書館を利用したり、読書を楽しんだりできる方策について、関係者が意見交換できる場が必要。
 - ・ 図書館や学校図書館の職員が、読書における障害の特性について理解を深め、様々な障害に応じた対応ができることが望ましい。
 - ・ 視覚障害等のある児童生徒の読書環境の整備として、(学校図書館における)司書教諭や司書の配置を望む。
 - ・ 基本方針Ⅱのキャッチコピー「つなげる」は、当事者の視点から「つながる」、「利用しやすい」、「利用できる」等のほうが適切ではないか。
 - ③基本方針Ⅲ 書籍等の活用支援[サポートする]について
 - ・ 重点施策 8「県民への周知」は支援者にも周知することが大事。
 - (3)骨子案全体について
 - ・ 計画の趣旨等で、障害の有無にかかわらず、生涯にわたり読書によって生活を豊かにしていく、といった視点が必要。
 - ・ 計画策定後のチェック機能が必要。